

会則

第1条 (名称および事務局)

本会の名称は森林計画学会 (Japan Society of Forest Planning) とする。本会の事務局を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里 1) におく。

第2条 (目的)

本会は森林および林業の計画に関わる理論および技術の発展と普及をはかるため、会員間の連絡をはかり、利用者に対する援助を行うことを目的とする。本会の対象とする分野は、森林の測定技術、数学および統計的手法、情報処理法、森林の機能評価法、森林資源の育成、経営管理手法、森林施業論等である。

第3条 (会員)

本会の会員は名誉会員、正会員、機関会員、学生会員、海外会員、ならびに購読会員からなる。会員は会則第2条に示す諸事項に関心をもち、本会の趣旨に賛同する者とする。機関会員は本会に登録された機関に所属する者とする。機関とは大学や研究機関における研究室や一般企業における部署等を意味する。会員は機関およびその所属者を申請し、理事会の承認を経て機関会員として登録される。学生会員は会員のうち学籍を持つ者および非正規な雇用形態にある者とする。ただし、学生会員としての登録にあたっては、身分確認のために正会員もしくは機関会員の保証人を必要とする。なお、学生会員に対しては雑誌の送付は行わない。名誉会員は本会の発展に関して特別な功績があった者として理事会が推薦し、総会において認められた者とする。海外会員は日本国外に在住し、英文誌に原稿を投稿する個人とする。なお、海外会員に対しては雑誌の送付は行わない。購読会員は本会の趣旨に賛同し会誌を購読する機関とする。全ての会員は本会の開催する企画において設定された優待措置を受ける権利を有する。

第4条 (事業)

本会は会則第2条に示す目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 共同研究
3. 他学会、そのほか関係諸団体との協力および交流
4. 会誌・学会ニュース・会員名簿・書籍等の発行
5. 会員の顕著な研究業績の表彰および他団体への表彰推薦
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (役員および任期)

本会の運営のために以下の役員をおく。役員の任期は3年とするが再任は妨げない。また、地区代表理事は北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州の7地区から選任する。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理事 | |
| 常任理事（企画運営委員長） | 1名 |
| 常任理事（編集委員長） | 2名 |
| 常任理事（表彰委員長） | 1名 |
| 常任理事（広報委員長） | 1名 |
| 常任理事（事務局長） | 1名 |
| 常任理事（会計） | 1名 |
| 常任理事（出版局長） | 1名 |
| 地区代表理事 | 7名（各地区1名） |
| 4. 監事 | 2名 |

第6条 (役員を選出および役割分担)

第1項 会長は総会において会員中より選任する。会長は本会を代表し、副会長、理事、および監事を総会の議を経て委嘱する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長にさしつかえある時はその職務を代行する。また、会長が委嘱した理事の一人は本会選出の日本農学会評議員を兼ねる。

第3項 理事は会務執行に関する基本的な重要事項を審議する。また、会長が委嘱した理事（東京在住）の一人は原則として本会選出の日本農学会運営委員を兼ねる。

第4項 監事は本会の業務および財産について監査を行い、その結果を総会において報告する。

第7条 (事業の執行および委員会等の構成)

第1項 本会会則第4条に規定される本会の事業を執行するために以下の委員会等をおく。

1. 企画運営委員会
2. 編集委員会
3. 表彰委員会

4. 広報委員会
5. 理事会
6. 事務局
7. 出版局

第2項 企画運営委員会は企画運営委員長と、企画運営委員長が推薦し理事会の議を経て会長の委嘱する若干名の企画運営委員で構成する。企画運営委員長は企画運営委員会を統括し会則第4条に示された事業の企画運営を行う。委員の任期は3年とする。

第3項 編集委員会には和文誌編集委員会と英文誌編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長と、編集委員長が推薦し理事会の議を経て会長の委嘱する若干名の編集委員で構成する。編集委員長は編集委員会を統括し会誌を編集する。編集委員会の運営は別に定める森林計画学会誌編集委員会規定による。委員の任期は3年とする。

第4項 表彰委員会は表彰委員長と、表彰委員長が推薦し理事会の議を経て会長の委嘱する4名の表彰委員、合計5名で構成する。表彰委員長は表彰委員会を統括し、被表彰者を選考する。その選考は別に定める表彰委員会規定による。委員の任期は3年とする。

第5項 広報委員会は広報委員長と、広報委員長が推薦し理事会の議を経て会長の委嘱する若干名の広報委員で構成する。広報委員長は広報委員会を統括し、学会の広報に関わる事業を行う。委員の任期は3年とする。

第6項 理事会は会長・副会長・理事で構成し会長が統括する。理事会は、各種委員会委員・日本学術会議会員候補者や本会事業に関わる基本的な重要事項を審議すると共に総会の議題を整理する。緊急審議を要する場合、会長・副会長・常任理事をもって理事会を構成することができる。

第7項 事務局は事務局長と会計担当理事で構成し事務局長が統括する。事務局は会誌・会員名簿・学会ニュースの発行、会員の入退会の管理、本会の会計事務や総会に関わる仕事を行うと共に、日本農学会・日本学術会議等の諸外部団体と本会の連絡窓口業務を担当する。会計は総会において決算および予算案を報告しなければならない。ただし会計年度は3月1日から翌年2月末日までとする。

第8項 出版局は本会および会員の研究成果等の出版に便宜をはかるものとする。

第8条 (総会)

会長は毎年1回総会を召集する。ただし必要に応じて臨時総会を召集することができる。総会では次の事項を審議・決定する。

1. 役員を選出
2. 事業報告および会計報告
3. 事業計画および予算案
4. 会則の変更
5. その他、必要とする事項

第9条 (会費)

本会の会費は以下のように定める。

1. 正会員の会費は年額 5,000 円とする。会費の有効期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとする。
2. 機関会員の会費は 1 口につき年額 30,000 円とし、1 口あたり 3 名までの正会員登録が可能とする。会費の有効期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとする。
3. 学生会員の会費を免除する。
4. 海外会員の会費を免除する。
5. 名誉会員は会費を免除する。
6. 購読会員は、会誌を所定の金額で購入する。

第10条 (入・退会)

本会への入・退会は所定の用紙にて本人が事務局へ申し出る事とする。ただし、何の連絡もなく会費を 2 か年以上滞納した会員は、理事会の承認を得て除名されることがある。

付則：平成 3 年 4 月 1 日制定。平成 6 年 4 月 6 日一部改定。平成 8 年 4 月 4 日一部改定。平成 11 年 4 月 5 日一部改定。平成 14 年 4 月 4 日一部改定。平成 15 年 3 月 30 日一部改定。平成 17 年 3 月 30 日一部改定。平成 19 年 4 月 4 日一部改定。平成 21 年 3 月 28 日一部改定。平成 23 年 5 月 31 日一部改定。平成 24 年 3 月 29 日一部改定。平成 26 年 3 月 30 日一部改定。平成 27 年 3 月 29 日一部改定。令和 2 年 4 月 16 日一部改定。令和 5 年 3 月 29 日一部改定。